

あなたの未来を拓く手がかり

再就職の手引き



この手引きは、隊員及び各級指揮官等に就職援助の全体像を把握させ、隊員がより早期に再就職の準備を行いやすいよう、部内用としてまとめたものです。

若年定年制自衛官には、45歳で参加する「能力開発設計集合訓練(キャリアアップ45)」時に、任期制自衛官には、「任期制士将来設計教育(キャリアビジョン設計教育)」時に教育・配布します。教育終了後も大切に保管し、必要に応じて参考することにより、海上自衛隊の就職援助施策を最大限に活用するように努めて下さい。

海上幕僚監部援護業務課

1 就職援助の趣旨と責務

就職援助の趣旨

●防衛省・自衛隊は、任務の性格上、精強性を維持する必要があるため、自衛官の大半が若年定年制で50歳代半ばに、また、任期制では20歳代に退職します。

退職する自衛官は、退職後の生活基盤の確保などのため、再就職を必要とすることから、防衛省は、一般的公務員と比べ若い年齢で退職する自衛官が再就職しやすいように、各種の就職援助施策を行っています。

●これらの退職予定自衛官に対し、国としてできる限りの就職援助施策を講ずることは、隊員の士気の高揚を図り精強な部隊の練成に資するばかりでなく、将来における優秀な隊員の確保に寄与するとともに防衛基盤の育成に貢献できます。このため、退職予定自衛官が満足のいく再就職ができるよう就職援助施策を人事施策上の最重要事項の1つとして実施しています。

就職援助の責務

●自衛官個人の責務

自衛隊退職後の処遇及び退職後の個人の発展は、再就職する個人の能力・心構え・健康に負うところが大です。よって、退職後の生活の安定と生きがいを考慮した生涯計画のなかで、自己啓発に努め社会への適応性を高めることは、自衛官個人の責務です。

●各級指揮官の責務

若年定年制及び任期制という特殊な任用制度下で国防という特殊な勤務環境に精励する自衛官を退職後適職に再就職させることは、自衛官の服務意欲を向上させ組織の精強性を維持するため不可欠な機能です。このため、各級指揮官は再就職に関する各種施策を推進し部下を適切に指導する統率上の責務を負っています。

2 再就職の現状

年間の退職者と就職援護の状況

年間の退職者数は、年度毎に差がありますが、定年制と任期制の退職者を合わせると陸海空でおよそ8千人にもなります。

このように多数の隊員が退職する中で、自衛隊の就職援護組織により、就職援護を希望する隊員に対してほぼ100%の再就職を達成しています。

再就職後の収入

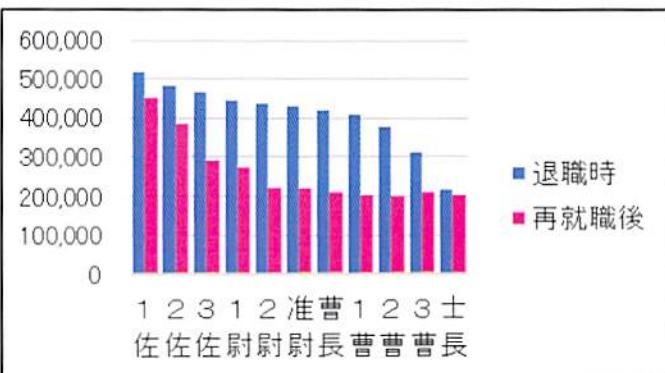
定年後の収入としては、退職手当等がありますが、再就職後の収入は、准曹で5割弱程度に低下し、若年定年退職者給付金を合わせても8割弱となっているのが現状です。

雇用環境の変化

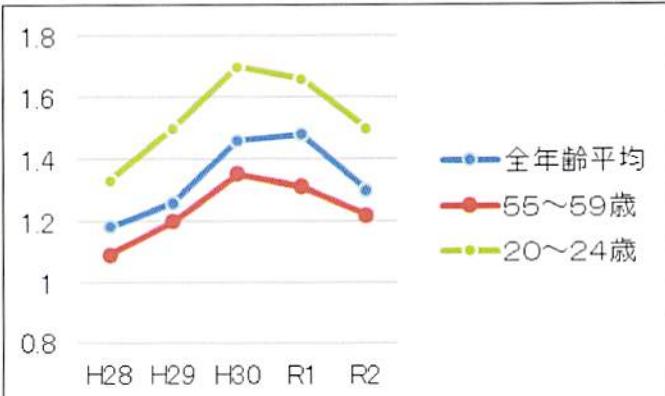
雇用環境の指標として発表されている有効求人倍率の全国平均は1.39倍と、下降傾向にあり、景気の動向は不透明な状況です。

この他に、高齢者雇用安定法の適用により、一般企業の定年が段階的に65歳まで引き上げられている状況、地方における雇用改善の遅れ、給与格差の増大など、引き続き厳しい雇用環境が継続しています。

退職時俸給と再就職後の収入比較



年齢別有効求人倍率の推移



表は、一例を示すものであり地域、職種等で変わります。

3 再就職の心構え

自衛隊と一般社会との違い

●行動理念の違い

自衛官という職業は、有事・災害時等を対象とし、かつ公のために奉仕することを行動理念としているのに対し、一般社会では平素社会秩序の保たれた環境の中で集団の利益・個人の利益を追求することを行動理念としているという違いを理解することが必要です。

●行動基準の違い

自衛隊が我が国の防衛をはじめとする各種任務を遂行するために、部隊等を構成する個々の隊員は「上官の命令・指示の徹底した実行」が求められます。

一方、営利企業では、利益を生み出すという目的を達成することが重要であり、その手段については、自由度が高く、『自ら判断し、自ら行動する』ことが求められます。

●職場意識の違い

自衛隊では、我が国の防衛をはじめとする各種任務を遂行するため、隊員の能力・知識や部隊の練度の維持・向上が必要であることから、様々な教育訓練を実施しています。その中で、個々の隊員は、各種任務を遂行できるよう自らの能力向上に専念しています。

一方、営利企業は、個々の社員は利益につながる成果を上げることを求められるため、常にコストを意識しながら業務を遂行する必要があります。

この意識の壁を乗り越えることが自衛官の再就職にとっての最大の課題です。

業務管理教育や就職補導教育は、民間との違いを知る良い機会です。ぜひ早期に受講してください。

自衛隊で培った能力を活かす

企業が退職自衛官に求める最大のものは、なんといっても「自衛官らしさ」です。服装が整い、規律を守り、礼儀正しく、強い責任感があり、元気はつらつと自分の仕事を完遂する、そのような人材を企業は望んでいます。資格・経験だけであれば、別に退職自衛官でなくてもよいのです。企業がわざわざ自衛官出身者を採用しようとするのは、一般の人にはないこうした資質を求めているからです。厳しい雇用情勢の中、自衛官が再就職戦線を勝ち抜くためには、この点を忘れてはなりません。

自衛官は一般人に比して体力・気力が旺盛で、責任感が強く、判断力・行動力・指導力に優れています。さらに、一般社会では考えられない長年の教育訓練と実務で鍛えられた企画・分析能力、計画立案能力、文書起案能力及び発表・説得能力等は民間に比して高いものがあります。このような長所を活かすため、自衛官としての職務を通じて自らの能力に磨きをかけるとともに、健康を維持することが再就職にあたっては極めて大切です。

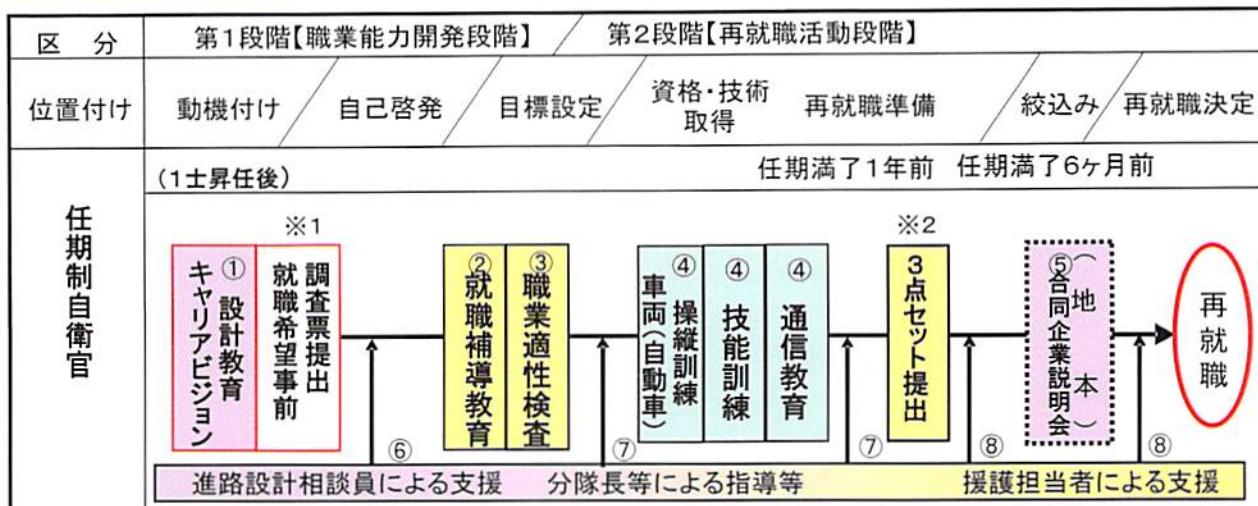
就職目的の確立

再就職にあたっては、現在の自分のおされた立場を考慮の上、自分は何のために就職するか、すなわち就職の目的を確立することが極めて重要です。目的がぐらついているために、些細なことで再就職先を退職する人が案外多いのが実情です。再就職の目的は生計を維持するためなのか、自己実現のためなのか、社会参加のためなのか、あるいは健康維持のためなのか、その動機もその人がおかれている環境等によって様々であり、そのことが働く目的を決めていくということになります。この際、個人として、自衛隊で培った体力・気力の現状、職務経歴上のキャリア・自信等も再就職にあたっての重要な考慮要件になるでしょう。

就職の目的を確立する上で、早期にライフプランを考えることがとても重要です。人生80年時代から100年時代へ移行しつつあり、退職後のライフスタイルも多様になっていると同時に、年金、医療、介護など老後の生活不安も高まっています。ライフプランを考える機会として若年定年制自衛官には、能力開発設計集合訓練（キャリアアップ45）、任期制自衛官には、任期制士官将来設計教育（キャリアビジョン設計教育）がありますし、各総監部・主要な航空基地隊には進路設計相談員を設けていますので、是非活用してください。

4 再就職までの流れ

任期制隊員



①自己分析に基づくライフプランを考えることにより、再就職に関する動機付け

②社会・労働情勢、一般社会で必要なことなど、職業選択に必要な知識を教育

③職業適性検査
結果は、適職指導に活用可能

④入隊から2年を超えた任期制隊員に対し、退職後必要と考えられる技能について、資格試験等に合格すると認められる程度の能力を付与

⑤民間企業等による企業概要・採用状況等に関する説明会。企業等の実態を把握し、円滑な再就職準備を図る。様々な業種・企業から候補を絞って望むことにより、再就職に直結しやすい。

⑥部外委託によりキャリア・カウンセラー、ファイナンシャルプランナー等の資格を持った専門家を主要な基地に配置し、進路相談、生活設計相談及び就職相談等を実施

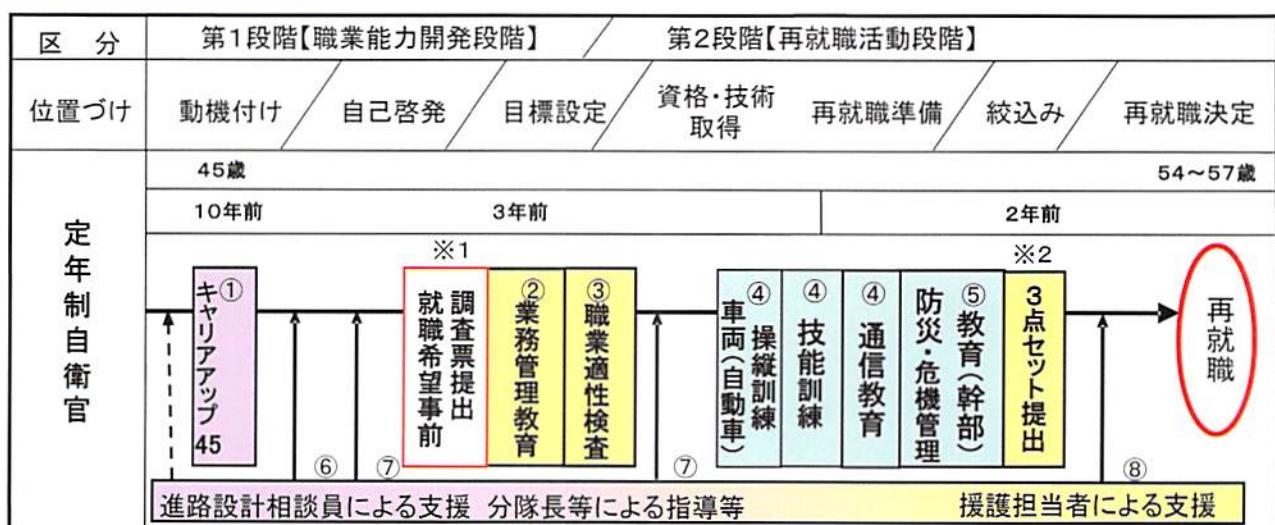
⑦分隊長等による指導、相談、配慮等
就職援護担当官(副長等)は分隊長を指導、監督

⑧各総監部援護業務課及び各基地就職援護室は、基地所在隊員に対する就職相談のほか、就職援護を希望する隊員の求職手続から就職決定まで一貫した支援を担当

※1、※2については6項「職業紹介の流れ等」就職援護の手続きを参照

定年制隊員

(54歳～57歳で定年退職する例)



①人生設計を考えること等により退職までの10年間の能力開発のための動機付けとノウハウを付与し、再就職準備を動機付け

②官と民の違いを理解し、社会への適応性を啓発するとともに、退職後の生活の安定に必要な知識等を付与

③民間就職支援企業による職業適性検査。結果は調査票に記載され適職指導に活用可能

④おむね3年以内に定年により退職することを予定している隊員に対し、退職後必要と考えられる技能について、資格試験等に合格すると認められる程度の能力を付与

⑤幹部自衛官に対し、地方自治体等の防災・危機管理職として勤務するために必要な専門的知識・技能・能力を付与
(⑥、⑦は任期制に同じ)

⑧海幕援護業務課、各総監部援護業務課及び各基地就職援護室は、基地所在隊員に対する就職相談のほか、就職援護を希望する隊員の求職手続から就職決定まで一貫した支援を担当

※1、※2については6項「職業紹介の流れ等」就職援護の手続きを参照

5 再就職のための職業訓練・退職管理教育の概要

対象者等

職業訓練

退職管理教育

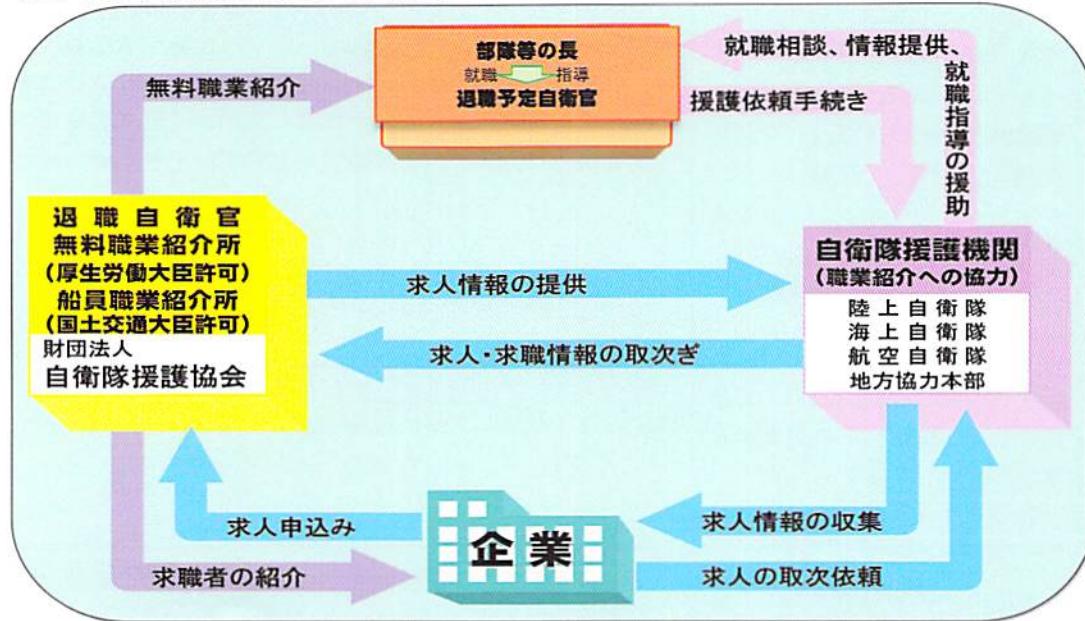
区分	対象者及び期間	実施内容
部内・部外技能訓練	<p>1尉以下の就職援助施策対象隊員（※）で、技能訓練への参加を希望する者。3佐以上の就職援助施策対象隊員は、介護職員初任者研修、三級海技士及びキャリアコンサルタントが受講可能</p> <p>期間：部内・12週間以内 部外・6か月以内</p>	大型特殊自動車・クレーン運転士・フォークリフト運転者 危険物取扱者・ガス溶接技能者・アーク溶接・高圧電気取扱者 ボイラー技士・調理師・マンション管理士・パソコン基礎 介護職員初任者研修・防火管理者・高圧ガス製造保安責任者・一般毒劇物取扱者・消防設備士・三級海技士～六級海技士（航海）その他
公的部門受験対策講座（部外技能訓練）	<p>就職援助施策対象隊員で警察、消防等公共機関への再就職を希望する海士（任期制）隊員</p> <p>期間：約8週間</p>	警察、消防等他の公務員資格を希望する任期満了退職予定隊員に対し、講習により公務員試験に合格し得る知識の習得
車両（自動車）操縦訓練	就職援助施策対象隊員で、技能訓練への参加を希望する者	普通自動車免許、大型自動車免許又は中型自動車免許の取得（部外委託）
防災・危機管理教育	<p>就職援助施策対象隊員で受講を希望する幹部隊員</p> <p>期間：約3週</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政に専門知識の習得 2 普通救命講習・防災士資格取得試験の受験 3 1尉以上（2尉で1尉配置経験者を含む。）は、地域防災マネージャー資格の取得要件 4 陸海空自合同
通信教育	<p>就職援助施策対象隊員（3曹以上は車両（自動車）操縦訓練以外の部内・部外技能訓練に参加している者は受講不可。）で受講を希望する者 ※海士は部内・部外技能訓練と両方受講可</p> <p>期間：おおむね6か月標準</p>	社会保険労務士・宅地建物取引主任者・ビル管理技術者 介護職員初任者研修・マンション管理士・衛生管理者・フィナンシャルプランナー・医療保険事務・行政書士等 第二種電気工事士・電気主任技術者受験講座・中小企業診断士 三級海技士
業務管理教育 (上級、中級管理講習)	<p>就職援助施策対象隊員で、受講を希望する幹部及び海曹隊員（1、2佐は上級、3佐以下は中級管理講習）</p> <p>期間：約3週</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営管理・人事労務管理・事務管理・生産管理・販売管理 財務管理・雇用環境・年金・退職手当・健康管理・適職診断 キャリア開発・ビジネスマナー・ 対人関係（コーチング・交渉・渉外能力） 2 上級は2術校、中級は各術校、佐教で実施
就職補導教育	<p>就職援助施策対象隊員で、受講を希望する海士（任期制）隊員</p> <p>期間：4日基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会労働情勢 ・就職活動の進め方 ・職業選択に必要な知識 ・ビジネスマナー ・ビジネスコミュニケーション
遠隔地就職補導訓練	就職援助施策対象隊員（遠隔地（郷里等）での就職を希望する海士（任期制）隊員	当該遠隔地における就職相談、企業等の見学を実施することで円滑な就職の準備に資する。

※就職援助施策対象隊員：若年定年等隊員のうち、おおむね3年以内に定年により退職することを予定している者、応募認定を受け退職することを予定している者、入隊から2年を超えて任期満了等により退職することを予定している者、4号免職されることを予定している者又は再任用任期満了により退職することを予定している者

6 職業紹介の流れ等

退職予定自衛官(任期満了及び若年定年退職)に対する職業紹介の流れ

隊員に対する職業紹介は、厚生労働大臣から許可を受けた（財）自衛隊援護協会が行っています。自衛隊援護機関は、（財）自衛隊援護協会に対し、求人情報及び退職予定隊員の情報の取次ぎ等を行い、職業紹介（注）に対する協力を実施しています。



(注) 職業紹介とは、職業安定法に基づき、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することで、退職自衛官を対象とする職業紹介の法的権限（職業安定法第33条(無料職業紹介権)）は、自衛隊援護協会が保有しています。

就職援護の手続き

●任期満了退職予定自衛官

就職援護担当部隊等の長（地方総監等（海幕人事教育部長を除く。））は、任期制士将来設計教育終了後速やかに「就職希望事前調査票（作成に際して分隊長の確認が必要）」1部を作成させるほか、任期満了1年前までに就職援護を希望する者については「求職票」1部、「就職希望調査票（作成に際して分隊長による面接を含む）」1部、本人の自筆の「履歴書」2部を作成させ、所属部隊等の長を経由し提出させます。就職援護を希望しない者については、「就職希望調査票」1部のみを作成させ、所属部隊等の長を経由し、提出させます。

なお、就職希望地域によって作成部数が異なる場合がありますので、細部は援護業務課等にご確認ください。また、各書類の作成については、就職援護室等がアドバイスします。

●定年退職予定自衛官（若年定年退職）

就職援護担当部隊等の長（海幕人事教育部長、地方総監等）は、定年退職予定自衛官に現階級において退職予定日の3年前までに「就職希望事前調査票」1部、「職務経歴書」1部（3佐以下は必要時）を作成提出させます。その後、退職予定日の2年前までに「就職希望調査票」1部、「履歴書」2部、「求職票」1部の3点セットを作成し、所属部隊等の長を経由し提出させます。また、就職援護を希望しない場合は、「就職希望調査票」1部のみを作成し、所属部隊等の長を経由し、就職援護担当部隊等の長（海上幕僚監部人事教育部長、地方総監等）に提出させます。

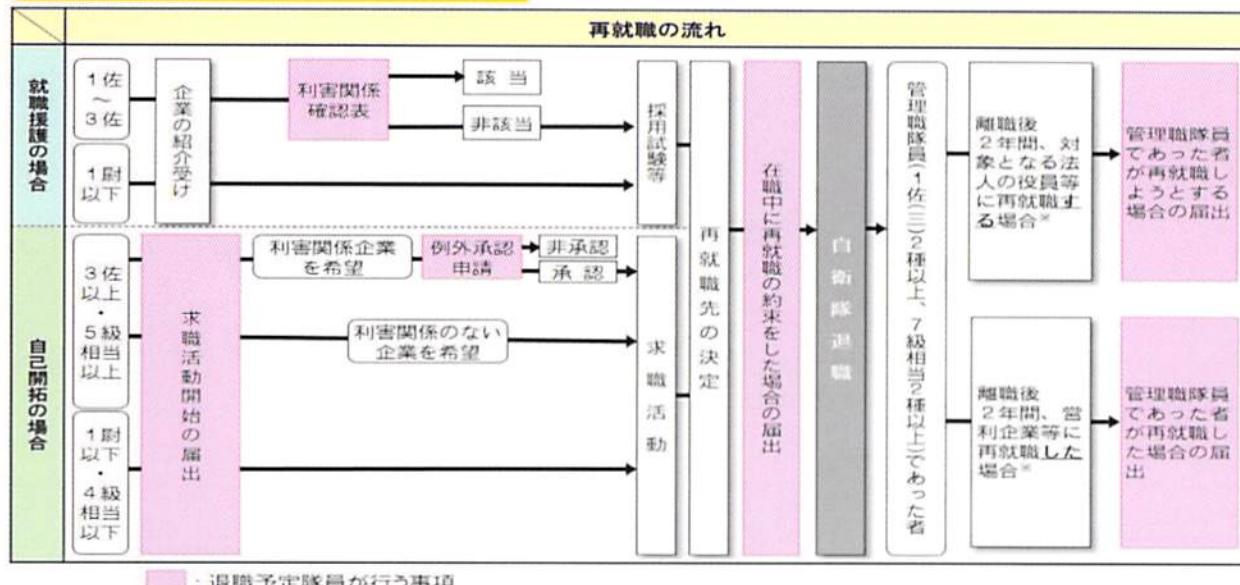
就職希望地域によって作成部数が異なる場合がありますので、細部は就職援護室等にご確認ください。

再就職等規制に関する注意点1(改正自衛隊法施行(27.10.1)に伴う再就職規制)

平成27年10月1日、新たな法令上の再就職規制（自衛隊法第62条の2～第65条の12等）として、次が施行されました。

- 他の隊員の再就職依頼・情報提供の規制
- 在職中の利害関係企業等に対する自己求職の規制
- 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

再就職等規制に伴い必要な届出・申請



再就職等規制に関する注意点2(事務次官通達一部改正(29.3.27))

平成29年3月27日、若年定年等隊員の就職の援助（事務次官通達（防人育（事）第7号。（27.10.1））が、次のとおり一部改正となりました。

○施行日：平成29年6月1日

○改正点：1 退職日から6か月を限度として就職援護が可能となりました。

2 定年前の部隊等付期間の隊員に係る利害関係確認は、付直前の職務との利害関係を確認することになりました。

再就職等規制に関する注意点3(自衛隊法施行令及び施行規則一部改正(29.12.22))

平成29年12月22日、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）及び自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）が、次のとおり一部改正となりました。

○施行日：平成30年1月1日

○改正点：届出事項が拡充されました。

就職相談及び援護の手続きに関する相談

最寄りの援護業務課・就職援護室に相談して下さい。

7 その他の就職援助施策

能力開発設計集合訓練（キャリアアップ45）

●対象者

当該年度に満45歳に達する若年定年退職予定の海上自衛官（既に45歳となっていて、未受講の者を含む。）

●目的

若年定年退職制を原則とする自衛官に対し、将来の生活設計を立てるために必要な知識を付与し、自己の在り方の確立と能力再開発を図る契機とともに、在職期間の職務への取り組み等に対する個人の活性化を図る。

●実施課目

雇用環境、職業能力開発（自己分析、能力開発目標の立て方・達成要領、職業能力開発計画の作成・指導）、ライフプラン（生涯生活設計、ライフプランの見直しのポイント、金融商品の解説及び利用法）等

任期制士将来設計教育（キャリアビジョン設計教育）

●対象者

任期制自衛官の1等海士（未受講者及び希望する海士長）

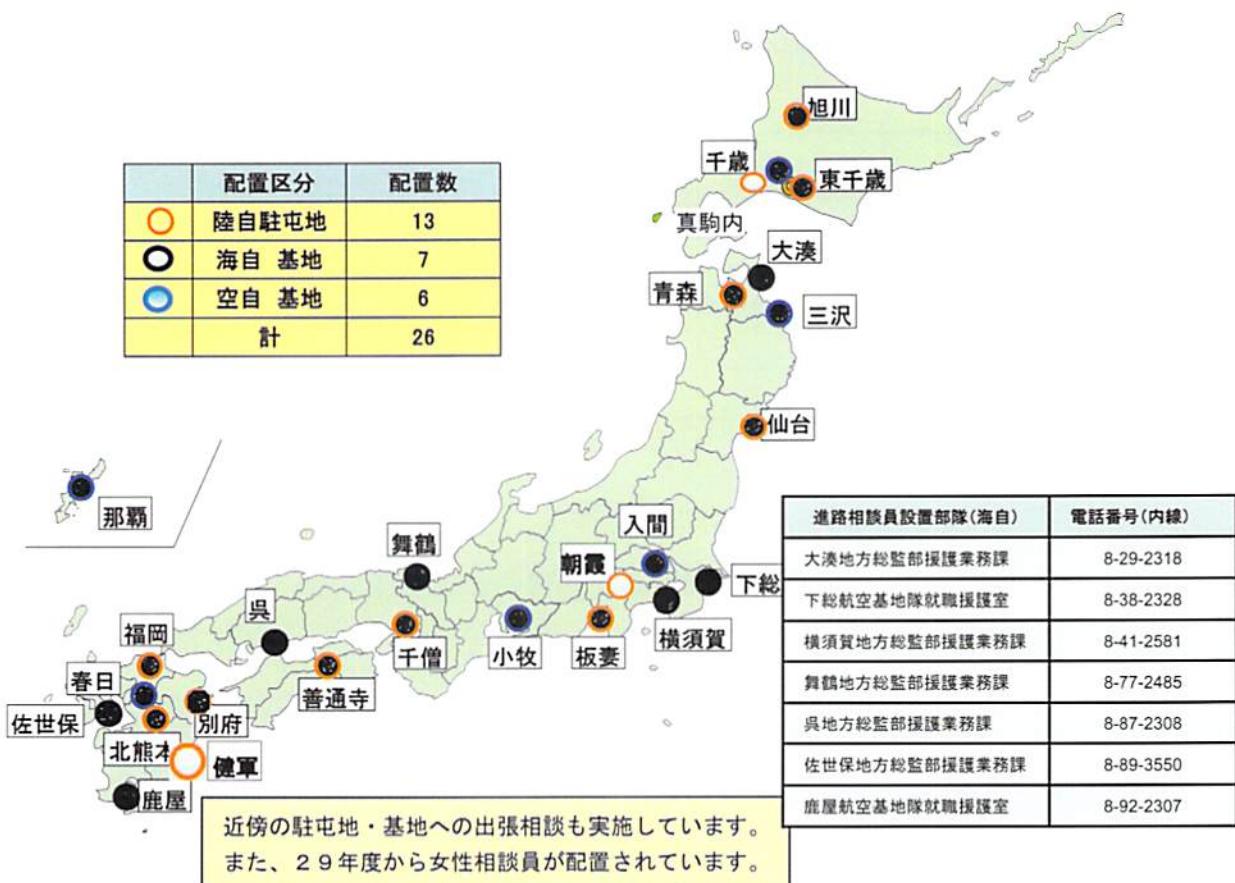
●目的

任期満了後の明確な目標とその実現に向けた計画を設計させることにより、自己の在り方の確立と能力開発を図る契機とともに、職務への取り組みに対する個人の活性化を図る。

●実施項目

職業能力開発（自己分析、能力開発目標の立て方・達成要領、職業能力開発計画の作成・指導）、進路指導

8 進路相談(部外委託)



9 就職援護に関する参考図書の紹介



発行 財団法人自衛隊援護協会

問い合わせ先

〒162-0808

東京都新宿区天神町6番 松村ビル5階

財団法人自衛隊援護協会

Tel: 03-5227-5400

Fax: 03-5227-5402

Mail: honbu@engokkyokai.jp



●防衛省HP
<https://www.mod.go.jp/>

この手引きに関する問い合わせ

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省 海上幕僚監部 人事教育部援護業務課
代表電話: 03-3268-3111 (内線 8-6-51282・51283)



●優れた人材バンク 海上自衛隊
<https://www.mod.go.jp/msdf/formal/engo/>